

令和元年度江別市防災会議・江別市水防協議会合同会議

日 時：令和元年 7月 24 日（水）

15時00分～

場 所：江別市民会館 37号室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

（1）報告事項

ア 防災対策の概要について

（ア）平成30年度主な災害対応事案について

（イ）各種訓練の実施状況等について

（ウ）平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会検証報告について

（2）協議事項

ア 江別市地域防災計画の修正について

イ 江別市水防計画の修正について

4 そ の 他

（1）江別市版タイムラインの作成について

（2）その他

5 閉 会

出席者

所属	役職	氏名
江別市	市長	三好 昇
札幌開発建設部札幌河川事務所	所長	伊藤 穎朗
札幌開発建設部江別河川事務所	所長	林 利行
札幌開発建設部千歳川河川事務所	所長	正木 孝治
札幌開発建設部札幌道路事務所	所長	山梨 高裕
札幌開発建設部札幌北農業事務所	所長	矢部 知幸
石狩森林管理署野幌森林事務所	首席森林官	木村 裕一
北海道農政事務所	札幌地域拠点総括農政推進官	高橋 正徳(代理)
北海道総合通信局防災対策推進室	室長	小森 一秀
陸上自衛隊第11高射特科隊	対空作戦幹部	前田 陽一
石狩振興局保健環境部保健行政室	室長	合田 英人
空知総合振興局札幌建設管理部事業課	課長	守谷 清光
空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	所長	梅本 利男
北海道石狩振興局地域政策部	主幹	大井川 崇志
札幌方面江別警察署	警備課長	義川 武利(代理)
日本郵便株式会社 江別郵便局	総務部課長	水島 由貴(代理)
北海道旅客鉄道株式会社 江別駅	駅長	横関 章
東日本電信電話(株) 北海道事業部災害対策室	室長	東間 悟
北海道電力(株) 札幌東ネットワークセンター	所長	石崎 薫
旭川ガス株式会社 江別支社	支社長	新屋 光彦
新えべつ土地改良区	理事長	山本 宏
江別市女性団体協議会	会長	工藤 多希子
江別市自治会連絡協議会	会長	武田 正義
江別市社会福祉協議会	会長	佐藤 功
空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所	所長	佐々木 博幸
江別建設協会 理事防災対策委員会	委員長	大崎 龍將
江別市自治会連絡協議会	副会長	谷保 勝男
江別市治水事業促進連絡協議会	会長	小林 秀治
江別市	副市長	佐々木 雄二
江別市	教育長	月田 健二
江別市	水道事業管理者	佐藤 哲司
江別市	総務部長	後藤 好人
江別市	建設部長	中田 正士
江別市	水道部長	菊谷 英俊
江別市	消防長	西原 信一
江別市	消防団長	丸山 博幸
事務局	江別市	総務部調整監付参事
	江別市	建設部土木事務所治水課

江別市防災会議・江別市水防協議会合同会議 議事録

日 時：令和元年7月24日（水）15時00分から16時30分

場 所：江別市民会館37号室

出席者：別紙のとおり

傍聴者：2名

会 長：江別市防災会議・江別市水防協議会会长の市長の三好でございます。会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、日頃から本市の防災行政につきまして特段のご配意をいただき心より感謝申し上げます。また、委員の皆様には、時節柄ご多用中にもかかわらず、本合同会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、近年全国では豪雪災害、大規模地震が各地で発生し、全国いつどのような災害が起こるか分からぬ状況でございます。本年におきましても九州で豪雨災害が発生しており、災害からの被害をいかに軽減できるかという事が全国的な近々の課題でございます。

昨年は、平成30年7月の西日本豪雨、さらには9月の台風第21号による災害、特に本道におきましては、9月6日に観測史上初めてになります震度7を観測し、震源地に近い厚真町では土砂崩れ等が発生するなど、道内で42名の方が犠牲となる甚大な地震災害となりました。さらに本地震では道内全域で停電となり、食品製造、営農、物流、衣料など市民生活に直結した様々な分野で甚大な影響を及ぼしたところでございます。本市におきましては停電による断水が発生し、給水所の開設に加え、昭和56年水害以来初めての避難所を開設いたしましたが、本市の対応について、停電時の情報伝達、避難所の運営方法など、様々な課題が浮き彫りとなり、市民の皆様より多くのご指摘をいただいたところでございます。この課題をより具体的に検証するため、本市の防災会議条例に基づきまして専門委員によります検証委員会を設置し、去る7月18日に検証委員会より報告書をいただいたところでございます。検証委員会からいただいた報告書の対応につきましては、後ほど事務局から報告させていただきますが、みなさんのご意見をいただきながら防災計画を見直すなど、順次対応してまいりたいと考えております。今後におきましても皆様のご支援ご協力を賜りながら、常に市民の安全確保のために努めてまいりたいと考えております。

本日の会議でございますが、次第にありますとおり報告事項といたしまして防災対策の概要、協議事項といたしまして江別市地域防災計画の修正及び江別市水防計画の修正、その他として江別版のタイムラインの作成について説明いたしますのでよろしくお願ひいたします。また、次第にはございませんが、その他のところで私

の方から避難勧告等の発令につきまして皆さまよりご助言をいただけたらと考えております。この避難勧告等の発令につきましては、先日発生した鹿児島での豪雨災害の対応において、全国の市長より様々な意見があつたことから、委員皆さまのお知恵もお借りしたいと考えているところであります。

最後になりますが、委員の皆さんには引き続き、防災対策へのご協力をお願い申し上げまして開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

会長：それでは、3の議事に入ります。最初に、(1) 報告事項、アの防災対策の概要についてであります。(ア) 平成30年度主な災害対応事案について及び(イ) 各種訓練の実施状況等について、(ウ) 北海道胆振東部地震江別市災害検証委員会について以上3件を、事務局より一括説明願います。

事務局：江別市総務部調整監付危機対策・防災担当参事の菅野でございます。恐れ入りますが、着席の上、ご説明をさせていただきます。それでは、合同会議資料、防災会議分の1ページをごらん願います。

平成30年度主な災害対応事案についてでありますが、最初に、1 平成30年7月豪雨にともなう対応について、ご説明いたします。平成30年7月豪雨は、台風7号及び梅雨前線等の影響により集中豪雨が6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に北海道を含む全国的に広い範囲に発生したもので、224名の死者など甚大な被害を発生させております。本市におきましては、7月5日11時39分に豊平川と厚別川を対象とした洪水警報が発表され、その後、早苗別川の水位上昇に伴い、各部署間の情報共有や避難所開設などの対応検討のため12時51分に本部員会議を開催しております。その後、13時に早苗別川の氾濫危険水位である5.70mに対して、水位が5.23mに達しております。16時21分には、洪水警報が解除され、翌日7日8時35分には、全ての排水機場の運転を停止しております。

次に、2 台風第21号にともなう対応ですが、台風第21号は、9月4日に「非常に強い」勢力で日本に上陸し、近畿地方を中心に死者14名などの甚大な被害を発生させております。本市におきましては、午前3時台に最大瞬間風速、最大風速とともに、観測史上最大値を記録しております。経過につきましては、(1)主な経過に記載のとおりであり、9月4日18:34に暴風警報が発表。翌5日0時17分に大雨警報（浸水害）が発表、3時16分に江別太にあるアメダスで最大瞬間風速33.1m/s、3時50分には、最大風速22.1m/sを観測しております。なお、これらの観測値は、先ほどご説明しましたとおり、観測史上最大値となっております。その後、5時53分に大雨警報解除、8時14分に暴風警報が解除され、8時45分に、本部員会議を開催し、その時点における市内の状況等について情報共有し、被

害状況の取りまとめについて、市長から指示を受けております。同日13時15分に2回目の本部員会議を開催し、13時現在での被害状況について各部から報告を受けております。

被害につきましては、(2) 被害の状況のとおりで、人的被害としては、軽傷者2名、住家被害は、消防入電分として28件など、市有施設としては、プール屋根等(小学校)、テニスコートフェンス(中学校)などに被害が発生しております。

倒木被害については、この台風21号が、記録的な暴風をともなった台風であったことから、公共施設関連で、施設敷地内、公園、街路樹などで、2,694本の倒木被害が発生しております。次に2ページをごらん願います。引き続き台風第21号の被害状況について、ご説明いたします。農作物の被害は、50.6ha、営農施設は489棟、停電は最大で4,698戸、通行止めは、10箇所発生しております。

次に3 北海道胆振東部地震ですが、概要につきましては(1) 概要のとおりであります。発生日時は、平成30年9月6日3時07分、胆振地方中東部を震源とし、厚真町で、最大震度7を観測し、市内では最大震度5強を観測しております。その後、何度か余震がありましたが、直近では、平成31年2月21日21時21分に市内では、最大震度4の余震を観測しております。次に、(2) 被害状況ですが、江別市での人的被害は、重傷1名、中等傷1名、軽傷3名であります。なお、この地震での死者数は厚真町で36名のほか、計42名となっております。火災につきましては、通電火災が1件となります。住宅等被害については、令和元年6月末現在の状況ですが、罹災証明発行数に基にして、住家全壊世帯3件を初め、合計247件の被害が発生しております。道路被害、下水道マンホールについては、記載のとおりです。ライフラインにつきましては、電気が市内全域停電となり、その停電の影響から水道が断水し、約23,500戸に影響が発生しております。ガスについては、被害は発生しておりません。通信については、停電の影響により固定電話が一部不通になっております。市有施設の被害等につきましては、記載のとおりで、市民会館の高圧受電などに被害が発生しております。次に3ページをご覧ください。(3) 各避難所最大避難者数につきましては、市内6ヶ所に開設しました避難所について、その避難所で最大避難者数となった際の避難者数、日時を記載しております。いずれも9月6日の地震発生した当日の深夜が多くなっており、市内での最大避難者数の合計は519名となっております。次に(4) の給水所ですが、緊急貯水槽の6箇所、その他に3箇所の計9箇所に開設しております。利用者は、約26,000人、給水袋配付数は、約30,300人に配布をしております。次に(5) 被害者支援ですが、災害救助法に基づく住宅応急修理が7件、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付が1件、被災者生活再建支援法に基づく支援金申込みが合計で12件であります。義援金につきましては、6月末現在で重傷者が1

名で500,000円、全壊が3世帯で1世帯あたり1,000,000円、半壊が22世帯で1世帯あたり500,000円、一部損壊が173世帯で1世帯あたり100,000円と配分をしており、配分額の合計は31,800,000円となります。

次に資料の4ページをごらん願います。こちらにつきましては、昨年度の主な訓練等を記載しております。主だったものをご説明いたしますと、3の総合防災訓練については、9月1日に中央小学校にて、水害想定の住民参加型避難所運営訓練を中心とした内容で実施しており、訓練参加者は見学者を含めて約1,000名となっております。7の班長を対象とした職員災害対応研修については、2月25日に班長24名を対象に実施しております。この研修では、北海道胆振東部地震での各班の対応についてグループワークを実施し、地震での各班での対応について、振り返りを行うとともに、危機対策・防災担当で取りまとめた今後の対応（案）について、協議をしております。8の出前講座による訓練等ですが、計64回（2,743名）実施しております。9月6日の地震以降に行った出前講座は46件で、全出前講座の約70%を占めており、特に地震に関する講話が多くなっております。

次に、5ページをごらん願います。こちらは、令和元年度に実施予定の主な訓練等を記載しております。2の総合防災訓練については、8月31日（土）の午前中に、大麻小学校で、地震を想定した避難訓練、避難所運営訓練等を行う予定です。なお、1のシェイクアウト訓練をあわせて実施予定です。この総合防災訓練につきましては、委員の皆様に、別途開催のご案内をお送りいたしますので、何卒よろしくお願ひいたします。3の防災セミナーは、10月19日に、語り部による講演と併せて北海道胆振東部地震災害検証報告をあわせて実施する予定です。次の4 職員防災訓練は、令和2年1月24日に、5の第1回自主防災研修会、6の職員災害対応訓練については、令和2年2月に実施する予定ですが、これらの訓練につきましては、調整の結果、日程等が変更となる場合もございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に6ページをごらん願います。平成30年北海道胆振東部地震江別市災害検証委員会について、ご説明いたします。本委員会は、平成30年北海道胆振東部地震での本市の対応について検証するため、防災会議条例に基づき設置しており、平成31年4月から毎月1回のペースで開催したところあります。検証委員会の経過につきましては、(2) 検証委員会の経過のとおりでございます。第1回は、4月25日に公室で、情報・避難所・給水所・災害対策本部などの区分に分けて検証項目を整理し、追加すべき検証項目や市としての対応（案）について協議しております。第2回は、5月23日に市民会館で、第1回の協議結果に基づき、市としての対応（案）について協議しております。第3回は、6月24日に市民会館で、各検証項目を自助・共助・公助に分け対応（案）を協議しております。この計3回の会議を

終え、7月18日に、委員長から防災会議会長であります市長へ、報告書の提出がなされております。次に、今後の予定につきましては、3の今後の予定に記載のとおりで、10月19日に開催する防災セミナーの中で市民の皆さんへ説明を行います。なお、この検証結果の報告書については、本地震の当市における概要や記録、市民からのアンケート結果などを併せた形で製本する予定であり、委員の皆さんに配布をする予定です。また、ホームページに公開、各自治会にも概要版を配布するなどし、広く市民へ周知してまいりたいと考えております。また、地域防災計画につきまして、この検証結果を盛り込んだ形での修正を行なうため、11月に今年度2回目の防災会議を開催する予定でありますので、委員の皆さんにはご承知おきを願います。次に、検証報告の概要につきましては、4 検証報告の概要に記載のとおりでございます。この報告では、検証項目を記載の(1) 情報から(7) 防災リーダーの育成までの各項目に分類し、それぞれの項目に対して、提言と、その提言内容を基に「公助」「共助」「自助」それぞれにおける対応案が示されております。提言内容については、主な内容を抜粋し記載しておりますが、(1) 情報については、自治会と連携した情報発信及び情報収集方法についての検討など、(2) 非常電源については、大型発電機を確実に手配できる方法を検討、可搬式発電機の有効活用の検討など、提言を受けているところであります。現在、この提言に基づいた対応につきまして、対応を終えたもの、今年度中に実施するもの、来年度以降に実施するもの、通年に渡り実施するものを整理しており、次回開催の防災会議におきましては、今後の対応方針について、お示しをしたいと考えております。なお、報告書につきましては、机上に配布をしておりますので、ご参照願います。

説明は以上です。

会長：事務局から、(ア) 平成30年度主な災害対応事案について及び(イ) 各種訓練の実施状況等について、(ウ) 北海道胆振東部地震江別市災害検証委員会について一括説明がありました。何かご質問・ご意見等、ありませんか。

(なし)

会長：なければ(2) 協議事項に移ります。アの江別市地域防災計画の修正について、こちらは、防災会議の案件となります。それでは、事務局より説明願います。

事務局：危機対策・防災担当からご説明いたします。資料は別冊の江別市地域防災計画修正の概要と3枚目以降に綴っております新旧対照表を見合せながらごらん願います。

まず初めに、一般災害対策編について、ご説明いたします。1の防災関係機関につきましては、新旧対照表は1ページ、2ページ、13ページとなります。内容に

つきましては、自衛隊の担当部隊であります第11高射特科中隊が第11高射特科隊に名称変更となったことに伴う修正であります。

次の2の防災組織であります、新旧対照表は、3ページと4ページをごらん願います。第1の配備基準の配備時期について、第2配備体制及び第3配備体制について修正しております。内容につきましては、第2配備体制について、大雨の影響で河川が増水し、避難判断到達後さらに水位の上昇がみこまれるときを、次の4ページの第3配備体制については、大雨の影響で河川が増水し、氾濫危険水位に到達後さらに水位の上昇が見込まれるときとの文言を追加しております。なお、河川によっては、避難判断水位及び氾濫危険水位等が明確になっていない河川もありますことから、同等の水位に到達後さらに水位の上昇が見込まれるときも追加しております。これらの理由としましては、全国的に発生している洪水や昨年度発生した早苗別川の水位上昇の教訓から、河川の水位に応じた配備基準の具体的な基準を設ける必要性があることから修正をするものです。併せて、新旧対照表の2ページの第4節 配備体制の下線部分につきましては、配備基準の修正にあわせ所要の修正をしております。

次に、修正概要の3 避難勧告等に関するガイドラインの改正等であります、新旧対照表は7ページをごらん願います。今年度より、洪水及び土砂災害に関する防災気象情報が「警戒レベル」を用いた発信となり、それに伴い語句の修正や、避難行動について追加等を行っております。第1の避難計画では、避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴い語句の修正を行い、次の8ページ及び9ページでは、警戒レベルを用いた避難行動について追加をしております。の警戒レベルの導入の背景といたしましては、昨年の平成30年7月豪雨を教訓として、国において「避難勧告等に関するガイドライン」が平成31年末に改訂されております。改正の趣旨といたしましては、防災に関する各種情報をより直感的に理解できるように、5段階の警戒レベルを設定したことあります。5段階の警戒レベルの内容につきましては、新旧対象表では、8ページ及び9ページで追加しました「4 警戒レベルを用いた避難行動」のとおりでございますが、簡単にご説明いたしますとレベル1が「災害に対して心構え」が必要な状況、レベル2が「避難に備え準備」が必要な状況であります。レベル2までが、気象庁からの発表となります、レベル3以降は、市町村が発令することとなり、避難勧告等の発令がされた場合は、対象地域の住民は避難行動をする必要があります。レベル3については、避難が必要な場合、高齢者等の避難開始、レベル4は、「避難対象地域住民のすべての方が避難開始」、レベル5が「すでに災害が発生している状況であり、命を守る為に最善の行動」をする状況としております。次に新旧対象表の14ページをご覧願います。この警戒レベルの導入に伴いまして、(4) 災害時の心得として、この5段階の警戒レを用いた防災気象情報や避難勧告等の意味と内容を普及啓発する内容に修正をしておりま

す。

次に表紙の修正概要にお戻り願います。4 江別市災害廃棄物処理計画策定につきましては、江別市災害廃棄物処理計画策定に伴い所要の修正をしているところであります。新旧対照表は11ページになります。

次に5 その他につきましては、過去の災害の記録の追加や注意報及び警報の発表基準など他法令・計画の変更・修正にともないまして、引用している箇所について、語句の修正などをしております。また、市の組織改編にともなう修正をしておりますで、ご参照いただきたいと思います。

次に、修正概要の地震災害対策編の1 防災組織ですが、新旧対照表は15ページをごらん願います。北海道胆振東部地震の経験から、突発的に発生する地震災害に対応するため、災害対策本部を自動設置できるよう、「第8節 災害対策本部」を追加し、5弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部を自動的に設置することとし、5弱未満の場合は、市長が必要と認めるときに設置することとしており、基準を明確化しております。次に、新旧対照表の17ページをごらん願います。胆振東部地震の当市の災害対応に基づき、配備体制を修正しております。まず、自主参集基準ですが、震度6弱以上で全職員参集であったものを、震度5弱以上で全職員参集に修正しております。第1の配備基準につきましても、第1配備体制で本部員及び各班長並びに配備編成計画に基づく職員とし、第2配備体制で全職員に修正しております。第2配備体制で全職員が配備されることにともない、地震対応につきましては、新旧対照表の18ページのとおり、第3配備体制を削除しております。

表紙の修正の概要に戻っていただきまして、次に地震災害対策編の「2その他」につきましては、一般災害対策編と同様に、過去の災害の記録の追加や他の法令・計画の変更・修正にともないまして、引用している箇所について、語句の修正などをしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に修正の概要の2枚目をごらん願います。資料編について、ご説明いたします。まず、1の組織改編に伴う修正ですが、新旧対照表は21ページとなります。調整監の設置や右欄の編成について、新設された課や参事職など市の組織改編に伴う修正をしております。次に、2の重要水防区域につきましては、北海道開発局からの情報に基づき、重要水防区域及び低地帯浸水警戒区域図の修正を行っており、新旧対照表は22ページとなります。最後に3の災害時協力協定の追加ですが、新旧対照表は23ページとなります。イオン北海道株式会社と専用水道の使用について、ヤフー株式会社と情報発信についての協定を締結したことから、2団体の追加をしております。

説明は以上です。

市長：事務局から、アの江別市地域防災計画の修正について、説明がありました。防災会議委員の皆さんに、お諮りいたします。今回の会議において、修正案の承認という運びになりますが、何かご質問・ご意見等、ありませんか。

佐藤委員：新旧対照表9ページの警戒レベルについてお伺いします。避難勧告と避難指示（緊急）が警戒レベル4の同レベルとなっており、市民の避難行動が分かりづらく、今一度警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）の違いについて説明願います。

事務局：危機対策・防災担当よりご説明申し上げます。まず、避難勧告と避難指示（緊急）の違いでございますが、避難勧告は対象地域の住民全てが避難を開始するものであり、避難指示（緊急）は避難が完了していない住民が直ちに避難するもので、避難勧告で全ての住民が避難を開始することが基本となります。この避難勧告と避難指示（緊急）が同レベルの警戒レベルになっていることにつきましては、国の説明会によると、「避難勧告で対象地域の住民が全て避難開始をするものであり、避難指示（緊急）は必ずしも発令されるものではない。」ということで同レベルに設定したとのことです。しかしながら、ご質問にありましたとおり、同レベルでありますと市民の皆さんにとっては分かりづらく、本市も含め他市町村の防災担当から警戒レベルを分かりやすく改正するよう要望を行っているところであります。

佐藤委員：避難勧告がでたら避難指示は出ないという事でしょうか。

事務局：まずは、避難勧告で速やかに避難していただき、万が一避難に遅れが生じている場合は避難指示（緊急）を念押しで発令する形となります。早期避難が重要でございますことから、警戒レベル4のうちに避難していただければと思います。

伊藤委員：参考までに教えていただきたいのですが、新旧対照表の5ページの一番下、修正前の第4の2（3）が修正後では削除されています。今回の地震を経験して削除した方が良いという判断であったと思うのですが、その理由をお教えいただければと思います。

事務局：危機対策・防災担当よりご説明申し上げます。本計画は一般災害編と地震編に分かれておりまして、地震編において明確に収集基準を設けておりますことから、一般災害編より削除しております。

会長：他に意見等はありますでしょうか。
(なし)

なければ、江別市地域防災計画の修正については、ご承認いただくこととなりますがよろしいでしょうか。

(了)

続きまして、イの江別市水防計画の修正について、こちらは、水防協議会の案件となります。それでは、事務局より説明願います。

事務局：建設部土木事務所治水課より、お手元の合同会議資料水防協議会分につきましてご説明申し上げます。表紙をめくっていただきまして、江別市水防計画修正の概要1ページ目の本編をご覧願います。

本編についての修正点ですが、1 防災無線機の再配置による修正ということで、副通信施設の修正を予定しております。内容といたしましては、記載の通りですが、江別市防災無線である既存のMCA無線機に加え、新たにIP無線機を配置したことに伴いまして、江別市消防無線機を除くものです。具体的にですが、新旧対照表8ページをご覧願います。平成31年4月4日付総務部危機対策・防災担当におきまして、従前は、対照表の左側に示すMCA無線のみの配置としておりましたが、表右側の通り、災害時に優位とされるキャリア通信局のパケット通信を利用したIP無線機を新たに導入、配置することにより通信体制を強化いたしました。次に、戻りまして、新旧対照表の4ページをご覧願います。このようなことを契機といたしまして、副通信施設について見直しを行ったところ、江別市消防無線につきましては、江別市消防署内又は近隣自治体消防署など、消防関係機関専用の通信施設であり、他の行政機関との連絡には使用できないことから、江別市防災無線など、そのほかの副通信施設と性格の異なる通信施設であり、この度の通信体制から除いたものであります。なお、江別市消防無線につきましては、従来通り、各消防関係機関におきまして、災害時などで利用されるものであります。

次に資料編について説明いたします。資料2ページをご覧願います。1 北海道開発局からの情報に基づく修正についてご説明いたします。新旧対照表の5ページをご覧願います。こちらにつきましては、重要水防区域について北海道開発局から頂いた情報に基づき修正を行っておりますが、対照表右側の、修正前の番号6の行にございます堤防高さですが、工事の進捗によりまして、現況築堤高10.15が計画築堤高11.06に到達したことにより、重要度Aから外れたことに伴い、右側の修正後におきまして、これを削除するものです。また、6ページの位置図につきましても、これに伴う修正となっております。それと、急遽でございますが、これに加えまして、本日の合同会議開催前に、空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所の梅本所長様より北海道管理区間の重要水防区域につきましても、江別市地域防災計画及び水防計画に登載して欲しい旨のご提案がございましたので、詳細は今後の打合せとなりますが、各計画書発送の際は、その部分を盛り込んだ形で送付させ

ていただきたいと考えておりますので、予めご承知おきいただきたいと存じます。次に、2ページに戻りまして、2 大雨警報等の基準改正による修正についてですが、新旧対照表は7ページをご覧願います。これは、令和元年5月10日付札幌管区気象台からの通知によるものですが、警報・注意報発表基準一覧表の内、黒枠で囲われております篠路水位観測所が新たに加わったものでございます。次に、2ページの3 防災無線機の再配置による修正の内、1項目目、資料2 2 江別市防災無線一覧表の修正、新旧対照表は8ページですが、本編説明時において、既に紹介済みでありますので、割愛させていただきたいと思います。2項目目の資料2 3 江別市消防無線一覧表の削除につきましても同様に、本編におきまして説明済みでありますが、具体的な一覧表につきまして、新旧対照表9ページ及び10ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上です。

会長：事務局から、イの江別市水防計画の修正について、説明がありました。水防協議会委員の皆さまにお諮りいたします。こちらも、今回の会議において、修正案の承認の運びになりますが、何かご質問・ご意見等、ありませんか。

伊藤委員：資料の7ページなのですが、水位観測所が追加になっておりますが、追加した理由について教えていただきたいと思います。

事務局：土木事務所治水課よりご説明申し上げます。札幌管区気象台によると、想定最大浸水区域は平成29年3月に発表されておりますが、各観測所から洪水が発生した場合の当市の影響については、1年後に発表されるようです。その後、到達時間などを検討し、今年度の改正に至っております。篠津観測所は江別市区域外の当別川に設置されておりますが、こちらが洪水になった場合には江別市の方にも影響を及ぼすことから追加されております。

会長：他に意見等はありますでしょうか。

(なし)

江別市水防計画の修正については、ご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

(了)

次に、4その他、(1) 江別市版タイムラインの作成について事務局より説明ねがいます。

事務局：危機対策・防災担当よりご説明申し上げます。別冊の江別市版タイムラインの作

成についてをご覧願います。このタイムライン作成の目的については、1の目的に記載のとおりであり、水害から市民一人ひとりが、自らで命を守るには早期の立退き避難が重要でありますので、どのようなタイミングで、どのような避難行動をとる必要があるかを、市民の皆さまが理解していただけるよう分かりやすく啓発するために作成したものです。作成の経緯につきましては、2の作成に至るまでの経緯に記載のとおりですが、まず平成28年度に千歳川を対象としたタイムライン（避難勧告発令着目型）、平成30年度に国管理河川全てのタイムラインを江別河川事務所が作成をしております。この江別市版タイムラインにつきましては、江別河川事務所が作成したタイムラインを元に、市民へ啓発するために分かりやすい内容で作成したものとなります。タイムラインの内容については、2枚目の江別市版石狩川河川増水時のタイムラインをご覧願います。特徴としましては、下から上に向かって、時間軸や水位の変化やそれに伴う行動を記載しています。また、左から右へは警戒レベルが上がっていく内容となっております。時間軸については、左側に記載しています。一番上の災害が発生する時間を0時間として、その前までにとるべき行動などが、その横側に記載しております。また、先ほど防災計画の修正に際してご説明いたしました警戒レベルについて下に記載し、色分けをして表示しております。例えば、警戒レベル3であれば、少なくとも3時間前の前段階である6時間前から水位変化の予測が可能ですので、市といたしましては、事前に避難判断水位を到達することを予測し、避難準備・高齢者等避難開始を発令することになります。この場合には、高齢者等の皆さまは、落ち着いて避難をしていただければと考えており、その行動の目安として、このタイムラインを活用いただければと考えております。なお、このタイムラインにつきましては、市内で最も大きな河川であり、その他支川にも影響を及ぼす本川である石狩川をモデルとして作成しておりますが、千歳川、夕張川なども、開発局の情報に基づきタイムラインを作成することができます。なお、注意書きも記載しておりますが、この避難行動については、目安の時間でありますので、流域雨量により時間は前後しますので、その旨記載しているところであります。今後の予定につきましては、4の今後の予定に記載のとおりで、このタイムラインをホームページなどで広報いたします。また、出前講座などでもタイムラインを活用した避難行動について、グループワーク等を実施することを考えております。

説明は以上です。

会長：委員の皆さま、何かご質問等はありますでしょうか。

伊藤委員：警戒レベルについてですが、防災計画修正時の事務局からの説明を基本とすると、このタイムラインの警戒レベルの表示が間違っているような気がします。私の図の

見方が違うかもしれません、例えば警戒レベル3で避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合の避難行動が、オレンジラインの下に明記されており、警戒レベルもラインの下側になっております。本来、防災計画文言と正誤性を合わせるのなら、ラインの上に避難行動と警戒レベルが明記されるべきではないでしょうか。

事務局：危機対策・防災担当よりご説明申し上げます。図の見方の違いもありますが、市民の皆さんに誤解を与えないようなタイムラインに修正したいと思います。

会長：他に何かご質問等はありますでしょうか。

(なし)

なければ、私から一点申し上げたいと思います。タイムラインにも関係するわけでございますが、先日全国市長会がありまして、鹿児島市の市長、熊本市の市長から報告がありました。今回、鹿児島市全域が警戒レベル4となりましたが、避難指示を住民全員に発令しても、全員が避難できる場所がなく、現実的には避難する方が少なかったとのことでした。そこで各市の市長から様々な意見が出ましたが、もう少し具体的な避難場所及び安全な場所を明示するべきではないかという意見がありました。また、警戒レベル4で避難勧告、避難指示をするという形となりましたが、それをより分かりやすいレベル表記が必要との意見も出ておりました。江別市におきましても水害時の避難行動は重要な課題と思っておりましたことから、今後、各委員の皆さんにも、様々ご教授をいただき、防災体制を確立できたらと考えております。次の防災会議までには、市から考え方を示したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

他になければ本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。これで江別市防災会議・江別市水防協議会合同会議を終了いたします。